

令和2年度

第9回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和2年11月11日

湯沢市農業委員会

## 第9回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和2年11月11日(水)午後2時00分

場所 湯沢ロイヤルホテル

開会 午後2時00分

閉会 午後2時43分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	杳澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
9番	西村 一	19番	高橋 伸太郎(会長)
10番	加藤 エリ子		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席  
(午後2時00分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	阿部 武彦
主 幹	高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・報告第8号 第4回農地対策専門委員会の報告
- ・報告第9号 第2回運営委員会の報告
- ・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 申請許可状況

3 議 案

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 2 時00分 委員総数19名中ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、9番 西村 一 委員、10番 加藤 エリ子 委員、の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 5 件、議案 3 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第8号 第4回農地対策専門委員会の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>(10番 加藤 エリ子 委員、挙手)</p> <p>10番 加藤 エリ子 委員。</p>
議 長	<p>(第4回農地対策専門委員会報告、朗読説明)</p> <p>報告第8号 第4回農地対策専門委員会の報告についてご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第9号 第2回運営委員会の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>(18番 高橋 敬悦会長職務代理者、挙手)</p> <p>18番 高橋 敬悦会長職務代理者 委員。</p>
議 長	<p>(第2回運営委員会報告、朗読説明)</p> <p>報告第9号 第2回運営委員会報告についてご質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p>

議 長	阿部班長。
阿部班長	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は12件、面積40,629㎡であります。解約理由は、整理番号第24号、27号、30号は借人の都合による、整理番号第25号、26号は高齢化のため、整理番号第28号は耕作者死亡のため、整理番号第29号は第三者に所有権移転するため、整理番号第31号、32号、34号、35号は契約内容を変更するため、整理番号第33号は貸人の都合によるとなっております。</p> <p>議案書 3 ページをご覧ください。次に 2 使用貸借契約合意解約通知は 2 件、面積1,479㎡であります。解約事由は、第三者に利用権設定するためとなっております。</p> <p>次に 3 申請許可状況であります。先月の転用案件は 3 件で、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、10月23日付けで許可しております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第43号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	阿部班長。
阿部班長	<p>(議案第43号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第43号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和 2 年11月11日提出。</p>

	<p>議案書 5 ページをご覧ください。使用貸借権設定は 1 件、面積16,713 m<sup>2</sup>で、申請事由は農業者年金経営移譲のための再設定であります。</p> <p>次に議案書 6 ページをご覧ください。貸借権設定は 2 件、面積7,993 m<sup>2</sup>であります。申請事由は、申請番号第 4 号は農業廃止のため、申請番号第 5 号は高齢による経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書 7 ページから 8 ページをご覧ください。所有権移転は 7 件、面積6,706m<sup>2</sup>であります。申請事由は、申請番号第31号、32号は贈与のため、申請番号第33号、36号は相手方の要望によるため、申請番号第34号、35号は農地の交換のため、申請番号第37号は病気等による労働力不足のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第43号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p> <p>(議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用</p>

阿部班長	<p>土地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和2年11月11日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書10ページの利用権設定整理番号第270号、271号は1番 高橋 忠雄 委員、整理番号第272号は2番 伊藤 秀郎 委員、議案書11ページの整理番号第273号、274号は6番 宮原 正明 委員、整理番号第275号、276号は7番 沓澤 弥 委員、議案書12ページの整理番号第277号は16番 佐藤 栄子 委員、整理番号第278号は18番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号第270号、271号を審議しますので、1番 高橋 忠雄 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(1番 高橋 忠雄 委員、退席) (午後2時16分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第270号、271号について、朗読説明)</p> <p>議案書10ページをご覧ください。利用権設定整理番号第270号、271号は、賃貸借権の再設定で、面積は7,718㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>



議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第270号、271号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(1番 高橋 忠雄 委員、着席) (午後2時17分)</p>
議 長	<p>次に、利用権設定整理番号第272号を審議しますので、2番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(2番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午後2時18分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長  阿部班長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第272号について、朗読説明)</p> <p>議案書10ページをご覧ください。利用権設定整理番号第272号は、賃貸借権の再設定で、面積は16,286㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。利用権設定整理番号第272号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(2番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午後2時19分)</p> <p>次に、利用権設定整理番号第273号、274号を審議しますので、6番 宮原 正明 委員の退席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(6番 宮原 正明 委員、退席) (午後2時20分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p> <p>(議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第273号、274号について、朗読説明)</p> <p>議案書11ページをご覧ください。利用権設定整理番号第273号は、使用貸借権の新規設定で、面積は1,167㎡であります。利用権設定整理番号第274号は、賃貸借権の再設定で、面積は12,464㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第273号、274号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(6番 宮原 正明 委員、着席) (午後2時21分)</p>
議 長	<p>次に、利用権設定整理番号第275号、276号を審議しますので、7番 沓澤 弥 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(7番 沓澤 弥 委員、退席) (午後2時21分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長  阿部班長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第275号、276号について、朗読説明)</p> <p>議案書11ページをご覧ください。利用権設定整理番号第275号は賃貸借権の再設定で、面積は3,889㎡であります。利用権設定整理番号第276号は賃貸借権の新規設定で、面積は9,252㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第275号、276号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(7番 沓澤 弥 委員、着席) (午後2時22分)</p>
議 長	<p>次に、利用権設定整理番号第277号を審議しますので、16番 佐藤 栄子 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(16番 佐藤 栄子 委員、退席) (午後2時22分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長  阿部班長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第277号について、朗読説明)</p> <p>議案書12ページをご覧ください。利用権設定整理番号第277号は賃貸借権の新規設定で、面積は312㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第277号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(16番 佐藤 栄子 委員、着席) (午後 2 時24分)</p>
議 長	<p>次に、利用権設定整理番号第278号を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後 2 時24分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第278号について、朗読説明)</p> <p>議案書12ページをご覧ください。利用権設定整理番号第278号は賃貸借権の新規設定で、面積は6,224㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。利用権設定整理番号第278号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後 2 時25分)</p>
議 長	<p>次に、議案第44号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第44号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p> <p>議案書12ページから23ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃貸借権が44件、面積は258,915㎡であります。新規の設定が7件、再設定が37件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。使用貸借権は1件、面積は701㎡であります。再設定であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求</p>

<p>議 長</p>	<p>めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第44号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。続きまして、所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(議案第44号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書24ページをご覧ください。所有権移転は3件、面積は968㎡であります。申請事由は経営拡張のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第44号所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。次に、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>

議 長	高橋主幹。
高橋主幹	<p>(議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和2年11月11日提出。</p> <p>初めに5条使用貸借権設定について説明させていただきます。議案書26ページ、議案付属資料は11ページから21ページをご覧ください。申請地は、若葉町94-1、地目は田、面積は240㎡、並びに若葉町105-2、地目は畑、面積は54㎡であります。</p> <p>申請内容は、申請地を借り受けて食品加工場兼店舗を建築するための転用であります。申請地は、市立湯沢南中学校から北へ約0.3km、湯沢市役所から南へ約2.2kmの若葉町集落内に位置し、東側は水路、西・北側は道路、南側は畑に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域(第1種住居地域)にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。事業計画は、高さ0.3m、土量100㎡の造成工事を行い、食品加工場兼店舗66.25㎡、5台分の駐車場50㎡のほか雪寄せ場等を整備するものです。事業費は、造成・整地経費300,000円、施設・建物建設経費13,150,674円、計13,450,674円となっております。資金計画は自己資金と日本政策金融公庫からの借り入れで、自己資金は残高証明書、借入資金は借入申込希望書の写しにより確認しております。被害防除計画は南側に緩衝地を設けるものです。汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第3種農地であり、申請内容についても特に問題はないものと考えます。</p> <p>次に5条所有権移転申請番号第12号について説明させていただきます。議案書27ページ、議案付属資料は22ページから30ページをご覧ください。申請地は、字沖鶴199-4、地目は田、面積は495㎡であります。</p> <p>申請内容は、申請地を取得して駐車場を整備し、父親が経営する有限</p>



会社相建築板金に賃貸するための転用であります。なお、申請地の賃貸については、有限会社相建築板金として駐車場は必要であるが資産を増やさないこととしていることから土地の取得・整備は譲受人、利用は有限会社相建築板金となっております。申請地は、市立湯沢東小学校から南西へ約1.3km、湯沢市役所から北西へ約2.0kmの国道398号の沿線に位置し、東側は水路、西・北側は田、南側は宅地に隣接しております。農地区分は申請に係る農地からおおむね500メートル以内に教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第2種農地と判断いたしました。事業計画は、高さ0.7m、土量360m<sup>3</sup>の造成工事を行い、有限会社相建築板金が所有する車両5台75m<sup>2</sup>、従業員・来客用11台155m<sup>2</sup>の駐車スペースと通路回転場等255m<sup>2</sup>を整備するものです。事業費は、用地取得費1,500,000円、造成・整地経費3,960,000円、測量・登記経費23,200円、搬入費等諸経費152,500円、計5,635,700円となっております。資金計画は全額自己資金で通帳の写しにより確認しております。被害防除計画については、東・西・北側はL型擁壁を設置し、南側は既存宅地にすり付けるものです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第2種農地ではありますが、申請に係る農地に代えて周辺の農地以外の土地では事業に供する面積を確保することが困難であることから申請はやむを得ないと考えます。

次に5条所有権移転申請番号第13号について説明させていただきます。議案書27ページ、議案付属資料は31ページから39ページをご覧ください。申請地は、稲庭町字稲庭50、50-1、地目は田、面積は400m<sup>2</sup>であります。


申請内容は、国道398号線に面している別館養心庵の駐車場は駐車台数が少なく、路上で駐車場を探す車が他車の交通に障害を与えていることから申請地を取得して駐車場を整備するための転用であります。申請地は、市立稲庭小学校から北西へ約0.4km、湯沢市役所稲川庁舎から南へ約4.8kmの新町集落内に位置し、東側は宅地、西側は道路、南・北側は畑に隣接しております。農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断いたしました。事業

	<p>計画は、譲渡人が所有する宅地、稲庭町字稲庭20-3、52と一体で整備し、高さ0.43m、土量172m<sup>3</sup>の造成工事を行い、新たな駐車場を整備するものです。事業費は、用地取得費242,000円、造成・整地経費1,534,000円、設計費53,000円、測量・登記経費120,000円、計1,949,000円であります。資金計画は、全額自己資金で残高証明書により確認しております。被害防除計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下・水路放流により処理するものです。許可判断として、第2種農地ではありますが、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33第4号に該当するものと考えます。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、6番 宮原 正明 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(6番 宮原 正明 委員、挙手) 6番 宮原 正明 委員。</p>
6 番	<p>議案第45号の現地確認について報告いたします。 10月27日、5番 佐藤 昇 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたりは特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>議案第45号の農地法第5条の規定による許可申請について質疑を行います。何かご質問ありませんか。  (質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第45号の農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成</p>

議 長	<p>の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第45号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後2時43分終了)</p>
-----	--

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和2年11月11日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 9番 西村 

署名委員 10番 加藤エリ 